（様式１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年　　月　　日

国土交通大臣　殿

申請者　住所

氏名又は名称

過労運転防止に資する機器選定申請書

　過労運転防止に資する機器の選定を受けたく、「過労運転防止に資する機器に関する選定要領」の記載事項に同意の上、下記の通り、関係書類を添えて申請します。

記

１．申請者について

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の氏名又は名称 | （フリガナ） |
|  |
| 住　所 | 〒 |
| 連絡先 | 担当者名 |
| 所属・役職 |
| 電話番号 | FAX |
| メールアドレス |

注　会社概要パンフレットを添付すること。

２．申請機器について

|  |  |
| --- | --- |
| 分　類（○をつける） | （　　　）　ＩＴを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器）（　　　）　遠隔点呼機器（　　　）　自動点呼機器（　　　）　運行中における運転者の疲労状態を測定する機器（　　　）　休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器（　　　）　運行中の運行管理機器 |
| 申請機器の名称（型式） |  |
| 発売日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類（○をつける） | （　　　）１．申請書　　　　　　　　　　　　（様式１）※本紙（　　　）２．機器の概要　　　　　　　　　　（様式２）（　　　）３．機器の導入費用及び販売実績　　（様式３）（　　　）４. 自己チェック表　　　　　　　　（様式４）（　　　）５．根拠資料　　　　　　　　　　　（様式自由）（　　　）６. 製品パンフレット　　　　　　　（様式自由）（　　　）７．その他　　　　　　　　　　　　（必要時のみ） |

（様式２）

機器の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 機器の名称（型式） |  |
| 機器の概要が掲載されたホームページのＵＲＬ |  |

|  |
| --- |
| １．機器の概要（機器の構成、使用方法等） |
|  |

注　１．本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

　　２．取付説明書や取扱説明書、カタログがある場合添付してもよい。

　　３．ホームページのＵＲＬは、国土交通省のホームページに掲載してよいものを記載すること。

　　４．営業所用端末等外部機器への出力方法の詳細な規格を記載すること。

（様式３）

機器の導入費用及び販売実績

|  |  |
| --- | --- |
| 機器の名称（型式） |  |

|  |
| --- |
| １．導入費用 |
| （１）機器の価格 |  |
| （２）取付費用 |  |
| （３）通信費 |  |
| ２．販売実績 |
| トラック | 事業者数（　　　　　）台数（　　　　　） | バス | 乗合 | 事業者数（　　　　　）台数（　　　　　） |
| 貸切 | 事業者数（　　　　　）台数（　　　　　） |
| 特定 | 事業者数（　　　　　）台数（　　　　　） |
| タクシー | 事業者数（　　　　　）台数（　　　　　） | その他（　　　　　　　　） | 事業者数（　　　　　）台数（　　　　　） |

注　１．本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

|  |
| --- |
| 自己チェック表（様式４-１） |
| ■要件（ＩＴを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器）） |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する機能】 |  |  |  |
| 項目 | 内容※1 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 遠隔地における点呼時の運転者の疾病、疲労及び睡眠不足等の確認 | 営業所設置型端末※2及び携帯型端末※3又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末※4のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を動画で随時確認できること |  |  | 資料番号① |
| 上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること |  |  | 資料番号② |
| 遠隔地における点呼時の運転者の酒気帯びの有無の確認及び記録 | 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した運転者の動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること |  |  | 資料番号③ |
| データの保存 | 営業所用端末に上記測定結果（運転者の酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低１年間保存できること |  |  | 資料番号④ |
| （注） | ※１　内容 ･･･これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画通信機能を有するものに限る。）に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。※２　営業所設置型端末･･･運転者が所属する営業所に設置した装置※３　携帯型端末　　　　 ･･･運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置※４　遠隔地設置型端末･･･運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置 |
| 【過労運転防止のための業務を支援する体制】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 機器の取付方法等に対する説明体制 | 機器の取付方法、ソフトウェアのインストール方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること |  | 電話番号：受付時間：ＵＲＬ： | 資料番号⑤※取扱説明書を添付すること |
| 機器の不具合等に対する修理体制 | 機器・ソフトウェアの不具合等に対する修理体制を整えていること |  |  | 資料番号⑥ |
| 耐久性等 | 機器・ソフトウェアを使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること |  |  | 資料番号⑦※社内基準が社外秘の場合には、確認試験等の一部項目を詳細欄に記載すること |
| 保証期間等 | 機器の保証期間が定められていること |  |  | 資料番号⑧※保証書を添付すること |
| 継続使用体制 | ５年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。 |  |  |  |
| 自己チェック表（様式４-２） |
| ■要件（遠隔点呼機器） |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する機能】 |  |  |  |
| 項目 | 内容※1 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 遠隔点呼の実施に必要な機能等の要件の遵守 | 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）に規定する要件を遵守していること |  | 適否判断者氏名・役職：※複数名いる場合には最終責任者を記載すること |  |
|  |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する体制】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 機器の取付方法等に対する説明体制 | 機器の取付方法、ソフトウェアのインストール方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること |  | 電話番号：受付時間：ＵＲＬ： | 資料番号①※取扱説明書を添付すること |
| 機器の不具合等に対する修理体制 | 機器・ソフトウェアの不具合等に対する修理体制を整えていること |  |  | 資料番号② |
| 耐久性等 | 機器・ソフトウェアを使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること |  |  | 資料番号③※社内基準が社外秘の場合には、確認試験等の一部項目を詳細欄に記載すること |
| 保証期間等 | 機器の保証期間が定められていること |  |  | 資料番号④※保証書を添付すること |
| 継続使用体制 | ５年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。 |  |  |  |

|  |
| --- |
| 自己チェック表（様式４-３） |
| ■要件（自動点呼機器） |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する機能】 |  |  |  |
| 項目 | 内容※1 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 業務後自動点呼の実施に必要な機能等の要件の遵守 | 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）に規定する要件を遵守していること |  | 適否判断者氏名・役職：※複数名いる場合には最終責任者を記載すること |  |
| 国土交通省の実施する自動点呼機器の認定の取得 | 業務後自動点呼機器認定要領（令和５年３月31日付 国自安第160 号）に基づき、自動点呼機器として国土交通省の認定を取得していること |  | 認定番号： |  |
|  |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する体制】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 機器の取付方法等に対する説明体制 | 機器の取付方法、ソフトウェアのインストール方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること |  | 電話番号：受付時間：ＵＲＬ： | 資料番号①※取扱説明書を添付すること |
| 機器の不具合等に対する修理体制 | 機器・ソフトウェアの不具合等に対する修理体制を整えていること |  |  | 資料番号② |
| 耐久性等 | 機器・ソフトウェアを使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること |  |  | 資料番号③※社内基準が社外秘の場合には、確認試験等の一部項目を詳細欄に記載すること |
| 保証期間等 | 機器の保証期間が定められていること |  |  | 資料番号④※保証書を添付すること |
| 継続使用体制 | ５年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。 |  |  |  |

|  |
| --- |
| 自己チェック表（様式４-１）（様式４-２）（様式４-３）（様式４-４） |
| ■要件（運行中における運転者の疲労状態を測定する機器） |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する機能】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 運転者の疲労状態の測定及び記録 | 運行中における運転者の疲労状態を、生体信号（心拍等）や車両挙動により常時測定し、記録できること |  |  | 資料番号① |
| 運転者ごとのデータの管理 | 運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること |  |  | 資料番号② |
| 運転者に対する疲労状態の通知 | 運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること |  |  | 資料番号③ |
|  |  |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する体制】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| アルゴリズムの発表実績 | 運行中における運転者の疲労状態を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること |  | 学会名：論文名：雑誌名（雑誌に掲載された論文の場合）： | 資料番号④※論文概要を添付すること。なお、原文が英語等の場合には、和訳を添付すること。 |
| 機器の性能 | ＡＳＶ装置（※）に該当する機器（車両に後付けできるものに限る。）の場合はその性能等に関し、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示で定める基準に適合する機器又は基準に準ずる性能を有する機器又は「自動車技術指針について」（平成１１年４月１５日付け自技８３号）に適合している機器であること。※実用化ＡＳＶ技術の一覧（https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/resourse/data/2019\_03\_tech.pdf）のうち、「ＡＳＶの共通名称」に掲げるもの。 |  |  | 資料番号⑤※適合等していることを証する書面の写し等を添付すること。 |
| 機器を効果的に活用するための助言体制 | 測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること |  |  | 資料番号⑥※既に実績がある場合は、その資料を添付すること。実績がない場合には、コンサルティングメニュー（案）や体制表等を添付すること。 |
| 機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制 | 機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例を、ホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること |  |  | 資料番号⑦※既に実績がある場合は、その資料を添付すること。実績がない場合には、ホームページイメージ（案）等を添付すること。 |
| 機器の取付方法等に対する説明体制 | 機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること |  | 電話番号：受付時間：ＵＲＬ： | 資料番号⑧※取扱説明書を添付すること |
| 機器の不具合等に対する修理体制 | 機器の不具合等に対する修理体制を整えていること |  |  | 資料番号⑨ |
| 耐久性等 | 機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること |  |  | 資料番号⑩※社内基準が社外秘の場合には、確認試験等の一部項目を詳細欄に記載すること |
| 保証期間等 | 機器の保証期間が定められていること |  |  | 資料番号⑪※保証書を添付すること |
| 継続使用体制 | ５年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。 |  |  |  |

|  |
| --- |
| 自己チェック表（様式４-5） |
| ■要件（休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器） |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する機能】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 運転者の睡眠状態の測定及び記録 | 休息期間における運転者の睡眠状態又は基礎疾患等を生体信号（心拍等）により常時測定し、記録できること | 　 | 　 | 資料番号①　 |
| 運転者ごとのデータの管理 | 運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること | 　 | 　 | 資料番号②　 |
|  |  |  |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する体制】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| アルゴリズムの発表実績 | 休息期間における運転者の睡眠状態又は基礎疾患等を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること | 　 | 学会名：論文名：雑誌名（雑誌に掲載された論文の場合）：　 | 資料番号③※論文概要を添付すること。なお、原文が英語等の場合には、和訳を添付すること。 |
| 機器を効果的に活用するための助言体制 | 測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること | 　 | 　 | 資料番号④※既に実績がある場合は、その資料を添付すること。実績がない場合には、コンサルティングメニュー（案）や体制表等を添付すること。 |
| 機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制 | 機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例をホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること | 　 | 　 | 資料番号⑤※既に実績がある場合は、その資料を添付すること。実績がない場合には、ホームページイメージ（案）等を添付すること。 |
| 機器の取付方法等に対する説明体制 | 機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること | 　 | 電話番号：受付時間：ＵＲＬ：　 | 資料番号⑥※取扱説明書を添付すること　 |
| 機器の不具合等に対する修理体制 | 機器の不具合等に対する修理体制を整えていること | 　 | 　 | 資料番号⑦ |
| 耐久性等 | 機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること | 　 | 　 | 資料番号⑧※社内基準が社外秘の場合には、確認試験等の一部項目を詳細欄に記載すること　 |
| 保証期間等 | 機器の保証期間が定められていること | 　 | 　 | 資料番号⑨※保証書を添付すること　 |
| 継続使用体制 | ５年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。 |  |  |  |

|  |
| --- |
| 自己チェック表（様式４-６） |
| ■要件（運行中の運行管理機器） |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する機能】 |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等 | 国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間等が記録されること | 　 | 　 | 資料番号①　 |
| 運転者ごとの集計 | 運転者ごとに記録されたデータから運転者の拘束時間及び運行距離、運転時間等の、改善基準告示遵守状況を確認できる集計表（日・週・月ごと等）等を作成できること | 　 | 　 | 資料番号②　 |
| 自動車運送事業者による運行状況の確認 | 日時、事業用自動車の位置及び運行速度、運転者の運行距離及び運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること | 　 | 　 | 資料番号③　 |
| 運転者に対する運行状況の通知 | 連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること | 　 | 　 | 資料番号④　 |
| 安全運転診断 | 法定速度を参考に予め設定した事業用自動車の速度、急加減速、急発進及び急停車等を診断できる機能を有していること | 　 | 　 | 資料番号⑤　 |
| クラウド型サービスの利用 | インターネットによるクラウド型サービス等を受けるための契約を行い、そのための接続環境を整備していること |  |  | 資料番号⑥ |
|  |  |  |  |  |  |
| 【過労運転防止のための業務を支援する体制】 |  |  |  |
| 項目 | 内容 | 適否 | 詳細 | 根拠資料（必須） |
| 機器の取付方法等に対する説明体制 | 機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること | 　 | 電話番号：受付時間：ＵＲＬ：　 | 資料番号⑦※取扱説明書を添付すること　 |
| 機器の不具合等に対する修理体制 | 機器の不具合等に対する修理体制を整えていること | 　 | 　 | 資料番号⑧　 |
| 耐久性等 | 機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること | 　 | 　 | 資料番号⑨※社内基準が社外秘の場合には、確認試験等の一部項目を詳細欄に記載すること　 |
| 保証期間等 | 機器の保証期間が定められていること | 　 | 　 | 資料番号⑩※保証書を添付すること　 |
| 継続使用体制 | ５年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。 |  |  |  |

（様式５）

令和６年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

国土交通大臣

選定結果通知書

貴殿から令和６年　月　日付で申請のあった過労運転防止に資する機器について、審査した結果、下記の通りとしたので通知します。

記

1. 名称（型式）　：

２． 分類 ：

３． 選定結果 ：　　　　　　　　適　　/　　否

４． 特記事項 ：

（様式６）

令和６年　　月　　日

仕様変更申請書

国土交通大臣　殿

住所

氏名又は名称

選定された過労運転防止に資する機器の仕様変更について、下記の通り申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称（型式） |  |
| 分　　類 |  |
| 仕様変更の内容及び理由 |  |
| 仕様変更の時期 |  |
| 性能への影響の有無 |  |
| 連絡先 | 担当者名 |
| 所属・役職 |
| 電話番号 | ＦＡＸ |
| メールアドレス |

注　本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

（様式７）

令和６年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

国土交通大臣

仕様変更に対する通知書

貴殿から令和６年　月　日付で申請のあった仕様変更について、下記の通り通知します。

記

１．　名称（型式） ：

２．　分　　　　　類 ：

３．　結　　　　　果 ：　　　　　　適　　/　　否

４．　特　記　事　項 ：

（様式８）

令和６年　　月　　日

仕様変更届出書

国土交通大臣　殿

住所

氏名又は名称

選定された過労運転防止に資する機器の仕様変更について、下記の通り届出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称（型式） |  |
| 分　　類 |  |
| 仕様変更の内容及び理由 |  |
| 仕様変更の時期 |  |
| 連絡先 | 担当者名 |
| 所属・役職 |
| 電話番号 | ＦＡＸ |
| メールアドレス |

注　本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

（様式９）

令和６年　　月　　日

選定廃止届出書

国土交通大臣　殿

住所

氏名又は名称

選定された過労運転防止に資する機器選定の選定廃止について、下記の通り届出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称（型式） |  |
| 分　　類 |  |
| 廃止時期 |  |
| 廃止理由 |  |
| 連絡先 | 担当者名 |
| 所属・役職 |
| 電話番号 | ＦＡＸ |
| メールアドレス |

注　本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。